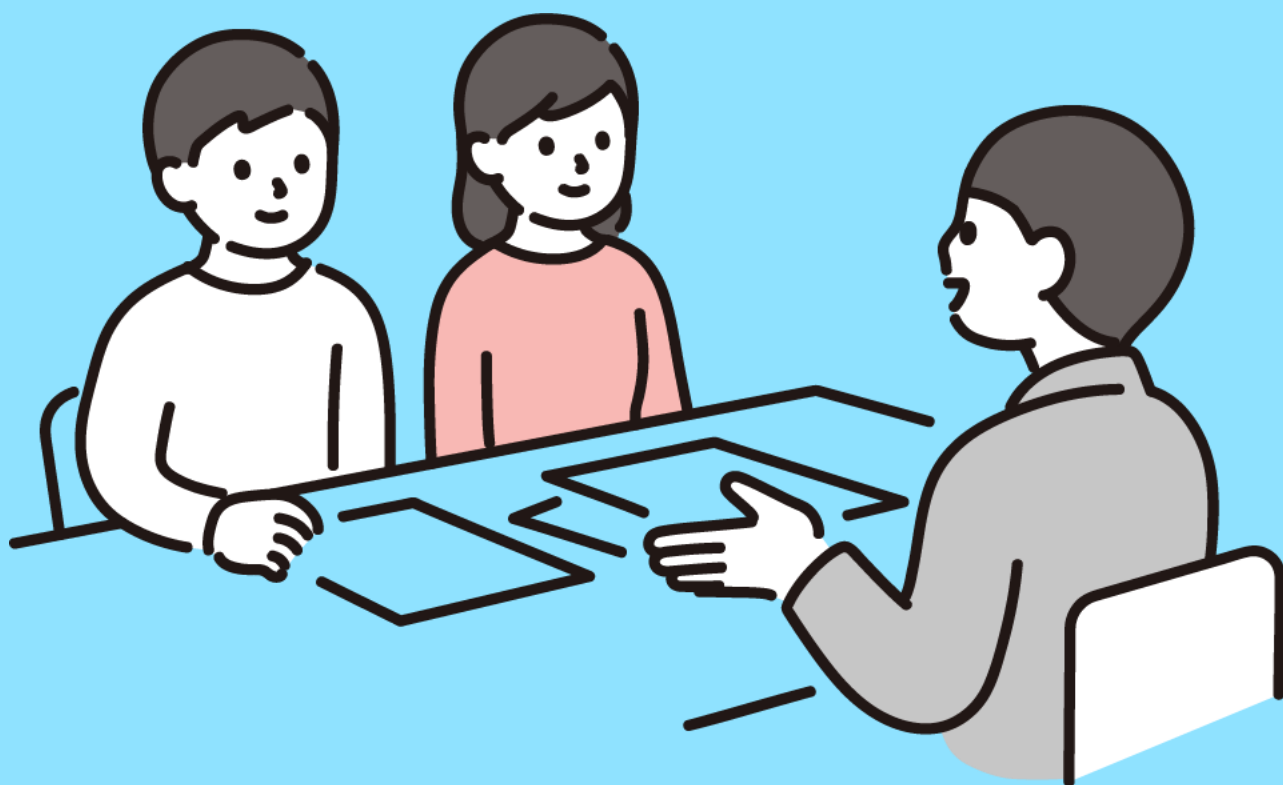


しょうがいふくし

あんない

障害福祉サービスのご案内



れいわ ねん
令和7年

さどし
佐渡市

もくじ

しょうがいのための福祉サービス

1. まずは相談してみる…………… 1
2. 自宅で受けるサービス…………… 2
3. 外出を支援するサービス…………… 3
4. 住まいの場としてのサービス…………… 3
5. 施設に通うサービス…………… 4
6. 就労に関するサービス…………… 5
7. 福祉用具…………… 6
8. コミュニケーションのサポート…………… 6

サービスを利用するときの費用

1. 利用者が負担する費用…………… 7
2. 自己負担の上限月額…………… 9
3. サービス利用料の減免制度…………… 11

サービスを利用するための手続き

1. サービスごとの手続き一覧.....13
2. 利用までの流れ.....14
3. 手続きの詳しい説明.....15
4. 相談・問い合わせ窓口.....17

こどものための発達支援

1. 障害児通所支援の種類.....18
2. 障害児相談支援.....18
3. 利用までの流れ.....19
4. サービス利用料.....20

このパンフレットで紹介するサービスは、原則として以下の方を対象としています。

身体障がい者

- ・ 身体障害者手帳をお持ちの方

知的障がい者

- ・ 療育手帳をお持ちの方
- ・ 療育手帳がない場合は、更生相談所が認めた方

精神障がい者

- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・ 精神障がいを事由とする年金または特別障害者給付金を受けていることが確認できる証書をお持ちの方
- ・ 自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方
- ・ 医師の診断書がある方 など

難病患者等

- ・ 医師の診断書がある方
- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方 など

1 そうだん まずは相談してみる

【障害支援区分とは】

障がいの特性や心身の状態に合わせて必要とされる支援の度合いを示すものです。非該当から区分1～6（6が最重度）に分けられています。この区分を目安に、利用できるサービスの内容や支給量が決まります。

区分：障害支援区分の程度

手続き：P.13-14で確認

対象：③…18歳以上

④…18歳未満

障害者相談支援事業所

障がい者やその家族・介護者などからの相談に応じ、情報提供や助言などの必要な支援を行います。各センターの連絡先は、P17をご覧ください。

区分	手続き	対象
不要	直接	③④

計画相談支援

障害福祉サービス利用する方に対し、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援するため、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとに定期的な障害福祉サービスの利用状況の確認（モニタリング）を行うなどの支援を行います。

区分	手続き	対象
不要	①②	③④

地域相談支援（地域移行支援）

施設や精神科病院などに入所・入院している障がい者に対し、住居の確保やその他地域における生活に移行するための計画作成や活動に関する相談、また、障害福祉サービス事業所への同行支援などを行います。

区分	手続き	対象
1～6	②	③④

地域相談支援（地域定着支援）

施設や病院からの退所・退院や、家族との同居から一人暮らしに移行した方、また、地域生活が不安な方などに対し、常に連絡がとれる体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

区分	手続き	対象
1～6	②	③④

自立生活援助

区分

不要

手続き

②

対象

者

施設入所支援や共同生活援助などから一人暮らしへ移行する方を対象に、一人暮らしに必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

※現在、佐渡市内には対応可能な事業所がありません。

2 自宅で受けるサービス

居宅介護（ホームヘルプ）

区分

1～6

手続き

①

対象

者（児）

自宅で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

重度訪問介護

区分

4～6

手続き

①

対象

者

重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいにより、行動上著しい困難を有し常に介護を必要とする方に、自宅での入浴・排せつ・食事の介護、外出時に介護を行います。

重度障害者等包括支援

区分

6

手続き

①

対象

者（児）

介護の必要性がとて高い方に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

※現在、佐渡市内には対応可能な事業所がありません。

重度身体障害者訪問入浴サービス

区分

不要

手続き

直接

対象

者

重度の身体障害（肢体不自由）があり、自宅での入浴が難しい方を対象に、訪問により自宅での入浴サービスを行います。

※利用を希望する場合は、障害者相談支援事業所（P.17）へご相談ください。

3

がいしゅつ しえん 外出を支援するサービス

どうこうえんご 同行援護

区分
不要

手続き
①②

対象
④⑤

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方が外出するとき、必要な情報提供や介護を行います。

こうどうえんご 行動援護

区分
3～6

手続き
①

対象
④⑤

知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難を有する障がい者が行動するとき、危険を回避するために必要な援護や外出援護を行います。

※現在、佐渡市内には対応可能な事業所がありません。

いどうしえん 移動支援

区分
不要

手続き
③

対象
④⑤

地域における自立生活および社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な方を対象に、外出のための支援を行います。

4

すば 住まいの場としてのサービス

しせつにゆうしょしえん 施設入所支援

区分
4～6

手続き
①

対象
④

50歳以上の場合：3～6

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助（グループホーム）

区分
すべて

手続き
①②

対象
④

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・入浴・排せつ・食事の介護・日常生活上の援助を行います。

りょうようかいご 療養介護

区分
5～6

手続き
①

対象
④

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

短期入所（ショートステイ）

区分

1～6

手続き

①

対象

③④

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設などで、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

生活介護

区分

3～6

手続き

①

対象

③

50歳以上の場合：2～6

常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

区分

すべて

手続き

②

対象

③

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、必要な訓練や相談・助言を行います。

■機能訓練：理学療法・作業療法などのリハビリテーションなど

■生活訓練：入浴・排せつ・食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練など

※現在、佐渡市内には対応可能な事業所がありません。

日中一時支援

区分

すべて

手続き

③

対象

③④

介護者の病気や冠婚葬祭、一時的な休息のため、施設において日中活動の場を提供します。

地域活動支援センター

区分

不要

手続き

直接

対象

③④

創作的活動または生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進するとともに、日常生活に必要な支援を行います。利用については、希望する施設に直接ご相談ください。

しゅうろういこうしえん
就労移行支援

区分	手続き	対象
すべて	②	③者

いっばんきぎょう 一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

しゅうろうけいぞくしえん がた
就労継続支援（A型）

区分	手続き	対象
すべて	②	③者

いっばんきぎょう 一般企業などへの就労が困難な方に、契約を結んで就労の機会を提供するとともに、能力の向上のために必要な訓練を行います。

しゅうろうけいぞくしえん がた
就労継続支援（B型）

区分	手続き	対象
すべて	②	③者

いっばんきぎょう 一般企業などで就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、能力などの向上のために必要な訓練を行います。

しゅうろうていちゃくしえん
就労定着支援

区分	手続き	対象
すべて	②	③者

いっばんしゅうろう 一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

しゅうろうせんたくしえん
就労選択支援 ※令和7年10月から始まる新サービス

区分	手続き	対象
すべて	②	③者

しょう 障がい者の希望や能力、就労に必要な配慮について、障がい者本人と支援者が一緒に整理・評価を行い、一般就労や適切な就労系障害福祉サービスに繋がります。

※一般企業などでの就労経験がない場合、就労継続支援（B型）は令和7年10月から、就労継続支援（A型）は令和9年4月から、新規利用申請に先立って、就労選択支援を受けることが原則となります。

ほ そうぐ
補装具

区分	手続き	対象
不要	—	③④

身体しんたいの障しょうがいにより身体機能しんたいきのうを補おぎなうための用具ようぐ（補装具ほ そうぐ）を必要ひつようとしている方を対象たいしょうに、補装具ほ そうぐの購入こうにゅう、修理しゅうりなどにかかる費用ひようを支給しきゅうします。

既に購入済みのものは支給対象しきゅうたいしょうとなりませんので、必ず事前かならに市役所じやくしょへご相談そうだんください。

りよう なが
■利用の流れ

- ①市役所しやくしょへ相談そうだん
- ②市役所しやくしょへ申請書しんせいしょ、見積書みつもりしょなどを提出ていしゅつ ※医師意見書いしけんしょの提出ていしゅつなどが必要な場合があります。
- ③支給決定後しきゅうけつていごに決定通知書けつていつうちしょや給付券きゅうふけんなどが届く
- ④事業者じぎょうしゃからの補装具ほ そうぐの購入こうにゅうや修理しゅうりを受け、受給じゅきゅうした旨むねを記入きにゆうした給付券きゅうふけんを事業者じぎょうしゃへ渡す

にちじょうせいかつようぐ
日常生活用具

区分	手続き	対象
不要	—	③④

日常生活にちじょうせいかつを便利べんりに、また容易よういにするために必要な用具ひつようの購入ようぐにかかる費用こうにゅうを支給ひようします。

用具ようぐによって、対象たいしょうとなる障しょうがいの種類しゅるいや程度ていど、給付制限額きゅうふせいげんがくなどについての基準きじゆんがあります。

また、既に購入済みのものは支給対象しきゅうたいしょうとなりませんので、必ず事前かならに市役所しやくしょへご相談そうだんください。

りよう なが
■利用の流れ

- ①市役所しやくしょへ相談そうだん
- ②市役所しやくしょへ申請書しんせいしょ、見積書みつもりしょ、カタログなどを提出ていしゅつ ※医師意見書いしけんしょの提出ていしゅつなどが必要な場合があります。
- ③支給決定後しきゅうけつていごに決定通知書けつていつうちしょや給付券きゅうふけんなどが届く
- ④事業者じぎょうしゃから用具ようぐを購入こうにゅうし、受給じゅきゅうした旨むねを記入きにゆうした給付券きゅうふけんを事業者じぎょうしゃへ渡す

しゅわつうやくしゃ ようやくひっきしゃ はけん
手話通訳者・要約筆記者の派遣

区分	手続き	対象
不要	直接	③④

聴覚障ちやうかくしょうがいのある方かたに対して、公的機関こうてききかんや医療機関いりようきかんなどでのコミュニケーションしえんを支援しえんするため、

手話通訳者しゅわつうやくしゃ・要約筆記者ようやくひっきしゃを派遣はけんします。

利用者が負担する費用

- サービスを利用した場合は、サービスを提供する事業者を利用料を支払います。
- 利用料の自己負担額は、サービス利用料の1割が原則ですが、所得の状況によって上限月額(P.9-10)が決まっています。
- サービスの種類によっては、食費や光熱水費、日用品費などが実費負担になります。詳しくは、利用する施設や事業者にお問い合わせください。

相談に関するサービス

サービスの種類	自己負担額	その他の費用
障害者相談支援事業所	無料	なし
計画相談支援	無料	なし
地域相談支援 (地域移行・地域定着)	無料	食費、外出時の交通費
自立生活援助	原則1割	なし

自宅で受けるサービス

サービスの種類	自己負担額	その他の費用
居宅介護 重度訪問介護 重度障害者等包括支援 訪問入浴サービス	原則1割	なし

外出を支援するサービス

サービスの種類	自己負担額	その他の費用
同行援護 行動援護 移動支援	原則1割	交通費など

住まいの場としてのサービス

サービスの種類	自己負担額	その他の費用
施設入所支援 共同生活援助（グループホーム） 療養介護	原則1割	食費、日用品費など 光熱水費など（施設入所支援・共同生活援助） 家賃（共同生活援助）

施設に通うサービス

サービスの種類	自己負担額	その他の費用
短期入所 生活介護 自立訓練（機能訓練・生活訓練） 日中一時支援	原則1割	食費、日用品費など 光熱水費など（短期入所）
地域活動支援センター	無料	食費、プログラム参加費など

就労に向けたサービス

サービスの種類	自己負担額	その他の費用
就労移行支援 就労継続支援（A型・B型） 就労定着支援 就労選択支援	原則1割	食費、日用品費など

福祉用具

サービスの種類	自己負担額	その他の費用
補装具 日常生活用具	原則1割	基準額を超える部分が実費負担となることがあります

コミュニケーションのサポート

サービスの種類	自己負担額	その他の費用
手話通訳者・要約筆記者の派遣	無料	なし

2

自己負担の上限月額

利用する方の所得の状況によって、自己負担の上限月額が決まっています。

所得の状況は、下記の範囲で判断します。

区分	年齢	世帯の範囲
障がい者	18歳以上（施設入所は20歳以上）	障がい者本人とその配偶者
障がい児	18歳未満（施設入所は20歳未満）	保護者の属する住民基本台帳の世帯

※世帯に所得のある方が複数いる場合には、市民税所得割額の合計額で判断します。

障がい者の場合

区分	世帯の収入状況	上限月額
生活保護	生活保護（または中国残留邦人等支援法に基づく支援給付）を受給している世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯で、市民税所得割額が16万円未満 注）入所施設利用者（20歳以上）、グループホーム利用者は、市民税課税世帯の場合、「一般2」となります。	9,300円
一般2	市民税課税世帯で、一般1以外の場合	37,200円

障がい児の場合

区分	世帯の収入状況	上限月額
生活保護	生活保護（または中国残留邦人等支援法に基づく支援給付）を受給している世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯で、市民税所得割額が28万円未満	4,600円
	市民税課税世帯で、市民税所得割額が28万円未満 (施設入所)	9,300円
一般2	市民税課税世帯で、一般1以外の場合	37,200円

自己負担の上限月額が個別に決まっているサービス

補装具・日常生活用具

区分	上限月額	
	18歳以上	18歳未満
生活保護（または中国残留邦人等支援法に基づく支給給付）を受給している世帯 市民税非課税世帯		0円
市民税課税世帯	市民税所得割額が3万3千円未満	10,000円
	市民税所得割額が3万3千円以上 23万5千円未満	37,200円
	市民税所得割額が23万5千円以上	24,600円
	市民税所得割額が46万円以上	37,200円
	対象外	

※世帯に所得のある方が複数いる場合には、一番所得の多い方(市民税課税額が一番高い方)の金額で判断します。

日中一時支援・訪問入浴サービス・移動支援サービス

区分	上限月額
生活保護等受給世帯 市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

3

サービス利用料の減免制度

- サービスを利用する方の負担が増えすぎないように、一定の要件を満たす方を対象に同一世帯での自己負担額が高額となった場合の還付や、実費負担部分の軽減などを受けることができます。
- 申請手続きなど、詳しくは市役所へお問い合わせください。

1 高額障害福祉サービス等給付費

申請 必要

同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方や補装具費を支給されている方が複数いる場合などで、世帯の自己負担額の合計が基準額を超える場合に、超えた分を支給します。

基準額

区分	基準額
生活保護等受給世帯 市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

合算の対象となる費用

- 介護保険法に基づくサービス利用料
- 障害者総合支援法に基づくサービス利用料
- 補装具費の自己負担額
- 児童福祉法に基づく障害児支援（入所・通所）のサービス利用料
- 移動支援のサービス利用料

高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担軽減（新高額）

65歳になるまでに、5年以上特定の障害福祉サービスを利用していた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険サービスの利用者負担の一部を支給します。

対象になると思われる方は、利用サービスすべての領収書をご用意の上、お問い合わせください。

2 施設に入所している方の実費負担軽減

申請 必要

生活保護等受給世帯または市民税非課税世帯（20歳未満の場合はすべての世帯）の人を対象に、実費負担額のうち一定の金額を減額します。

以下、3～5はサービス申請することで減免申請が適用されます。

3 グループホーム入居者の家賃の補助

グループホームに入居している方を対象に、利用者が支払う家賃の一部を支給します。

ただし、光熱水費・共益費・食費・敷金・礼金などは対象になりません。

サービス申請時に、グループホームからの家賃証明書の添付をお願いします。

□生活保護受給世帯・市民税非課税世帯

補足給付（特定障害者特別給付費）：上限10,000円

4 通所サービスなどの食費軽減

通所サービスまたは短期入所を利用する方で、所得の要件を満たす方を対象に、食費（食材料費

+調理に要する人件費）の実費負担額のうち、人件費に相当する額が減額されます。

所得の要件

18歳以上	生活保護等受給世帯、市民税非課税世帯または市民税所得割額が16万円未満
18歳未満	生活保護等受給世帯、市民税非課税世帯または市民税所得割額が28万円未満

5 生活保護への移行防止

1～4の負担軽減策を利用しても生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで、自己負担の上限月額や食費などの実費負担額を引き下げます。

サービスごとの手続き一覧

① 障害支援区分の認定が必要なサービス

自宅で受けるサービス	居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援
外出を支援するサービス	行動援護
住まいの場としてのサービス	施設入所支援、療養介護、共同生活援助※
施設に通うサービス	短期入所、生活介護

※認定が不要な場合があります。

② 障害支援区分の認定が不要のサービス

相談に関するサービス	地域相談支援（地域移行・地域定着）、自立生活援助
外出を支援するサービス	同行援護※
施設に通うサービス	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
就労に関するサービス	就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、就労選択支援

※認定が必要な場合があります。

③ その他

外出を支援するサービス	移動支援
福祉用具	補装具、日常生活用具 ※手続きはP.6をご覧ください。
施設に通うサービス	日中一時支援
自宅で受けるサービス	訪問入浴サービス

2

利用までの流れ

- サービスを利用するためには、市役所への申請が必要です。
- 手続きの詳細な説明は、P. 15-16 をご覧ください。

市役所または障害者相談支援事業所へ相談



市役所に利用申請書を提出

① 障害支援区分の認定
が必要なサービス

② 障害支援区分の
認定が不要のサービス

③ その他
(福祉用具を除く)



障害支援区分の認定調査



障害支援区分(1~6)
の認定



事業所からサービス等利用計画案が市役所に提出される



受給者証が届く



事業所から完成したサービス等利用計画が
市役所に提出される



サービスの利用開始

※サービスを提供する事業者との契約が必要です。

I 市役所で行う手続き

① 利用申請

本人または本人の意思を確認した家族が、サービス利用の申請を行います。

② 障害支援区分の認定調査を受ける

利用者の心身の状況などを確認するため、調査員が訪問し、本人や家族などから聞き取り調査を行います。調査の内容をふまえて、審査会で審査・判定を行い、障害支援区分を認定します。

③ 受給者証などが届く

サービス等利用計画（プラン）作成後に、市役所から「支給決定通知書」と「受給者証」などが届きます。

受給者証は、サービスの契約や利用のときに必要ですので、大切に保管してください。

受給者証には有効期限があります。

利用するサービスの種類によって、受給者証の有効期限が決まっています。

受給者証の「支給期間」が終了したあとも、引き続きサービス利用を希望する場合は、支給期間が終了する前に、市役所に申請をする必要があります。

2 サービスを提供する事業者と行う手続き

① サービス等利用計画を作成

- ◆ サービス等利用計画（プラン）は、サービスを利用する方が、生活をする上で必要なサービスを上手に活用し、生活の質をさらに向上させるために作る計画です。
- ◆ 指定特定相談支援事業所と契約することで、専門の職員（相談支援専門員）にプランの作成を依頼することができます。
- ◆ 相談支援専門員は、サービスを利用する方の生活の悩みや希望をふまえてプランを作成し、サービスの利用調整を行います。また、一定期間ごとに計画の見直し（モニタリング）を行います。

【プラン作成の進め方】



プラン作成を依頼する（予定）事業者の届出

プラン作成を依頼する事業者を、市役所に届け出ます。



プランを作成する事業者と契約

直接、プランを作成する事業者に申し込みます。



プラン（案）の作成

契約した事業者が、自宅などを訪問し、生活の悩みや希望するサービスの内容を聞き取ります。聞き取った内容と、認定された障害支援区分をふまえて「サービス等利用計画案」を作成します。



サービス担当者会議の開催

支給が決定すると、プランを作成する事業者が、サービスを提供する事業者と一緒に、内容を具体的に考えプランを作成します。



プランの提出

プランが完成したら、市役所に提出します。

②サービスの利用開始（契約）

直接、利用を希望する施設や事業者に「受給者証」を提示して、利用を申し込みます。さらに、契約書や重要事項説明書などでサービスの内容を確認し、事業者と利用契約を結びます。

4

相談・問い合わせ窓口

障がいのある方やそのご家族からの相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用支援などを行う相談支援窓口をもうけています。

相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

㊦…障がい児

㊧…障がい者

対象	名称	住所	電話番号	FAX番号
㊦ ㊧	総合福祉相談支援センター (障がい者基幹相談支援センター)	〒952-1292 佐渡市千種232番地 (市役所社会福祉課内)	63-3127	63-5121
㊦ ㊧	相談支援事業所こもれび	〒952-1204 佐渡市三瀬川382番地7	67-7660	67-7784
㊧	相談支援事業所さど	〒952-0101 佐渡市新穂長畝910番地 (さわやか内)	22-3977	22-3843
㊧	相談支援事業所はまなすの家	〒952-1313 佐渡市八幡町340番地	51-1200	51-1201
㊦ ㊧	相談支援事業所愛らんど	〒952-0206 佐渡市畑野甲433番地9 (愛らんどえがお内)	070-4453-4026	67-7476
㊦ ㊧	相談支援センターそらうみ	〒952-0108 佐渡市上新穂646番地9	58-9150	58-9151
㊦ ㊧	相談支援事業所すたーと	〒952-0106 佐渡市新穂瓜生屋 539番地2	090-5542-9879	—

1 しょうがいじつうしょしえん しゅるい 障害児通所支援の種類

サービスを利用できる障がい児は、身体に障がいのある児童・知的障がいのある児童・精神に障がいのある児童（発達障がいを含む）、難病など（障害者総合支援法に定められた疾病）の児童（原則18歳未満）です。

18歳以上の障がい者と違い、診断名や障害者手帳がなくても、発達支援の必要が認められる場合には、サービスを利用することができます。ただし、難病などを理由にサービスを利用する場合には、診断書か特定疾患（指定難病）医療受給者証が必要です。

	サービスの概要	対象児
児童発達支援 <small>じどうはったつしえん</small>	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練などの支援を行います。	主に未就学児 ※高校に在籍していない18歳未満の障がい児も対象
放課後等デイサービス <small>ほうかごどう</small>	授業の終了後または休校日に、施設に通所して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。	小学校・中学校・高校・専修学校、各種学校に就学している障がい児

未就学児	小学生	中学生	高校生
児童発達支援	放課後等デイサービス		

2 しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援

障害児通所支援の利用に係る障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとに定期的な障害福祉サービスの利用状況の確認（モニタリング）を行うなどの支援を行います。



① 障害児相談支援事業所への相談

障がい児の相談窓口がある相談支援事業所など（P.17）に相談します。

② 申請

市役所に申請します。

③ 調査

認定調査員が、保護者に対し障がい児の心身の状況や、利用中の医療・保健・福祉サービスなどについて聞き取り調査をします。

④ 障害児支援利用計画書案の作成

相談支援事業所が、障害児支援利用計画書案を作成し、市役所に提出します。

⑤ 支給決定・受給者証の交付

市役所は、提出された障害児支援利用計画書案や勘案すべき事項をふまえ、支給決定します。市が決定する内容は、サービスの種類と1か月に利用できるサービスの量（日/月）です。

⑥ サービス担当者会議

相談支援事業所は、支給決定された後に、児を支援している関係者を集め、サービス担当者会議を開催します。

⑦ 障害児支援利用計画の作成

事業所は、サービス担当者会議で検討した内容をふまえ、障害児支援利用計画を作成します。

⑧ サービス利用の開始

サービス提供事業者と契約後、サービス利用が開始されます。

⑨ モニタリング

サービスなどの利用状況の検証と計画の見直しのために期間を定めて計画の見直し（モニタリング）などが実施されます。

3～5歳児については、幼児教育・保育無償化施策が適用され、利用者負担が無料となります。
 0～2歳児（年少・年中・年長児以外）及び6～17歳の障害児通所支援の料金は、所得に応じ
 て負担上限月額が設定されています。

障がい児の場合（※P.9再掲）

区分	世帯の収入状況	上限月額
生活保護	生活保護（または中国残留邦人等支援法に基づく支援給付）を受給している世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般1	市民税課税世帯で、市民税所得割額※が28万円未満	4,600円
一般2	市民税課税世帯で、一般1以外の場合	37,200円

上記のほかに、次の費用が必要になることがあります。

- ◆ 食費・おやつ代（提供を受けた場合） ※区分が「生活保護」「低所得」「一般1」について、食費負担が軽減される場合があります。
- ◆ 日中活動で必要になる経費（実費）
- ◆ 日用品費

多子軽減制度があります

障害児通所支援を利用している障がい児と同一世帯に、保育園や幼稚園などに通園している児童、または、障害児通所支援を利用している障がい児がいる場合、利用料が軽減される場合があります。

軽減対象の判定について

小学校就学前の児童について、世帯の市民税所得割合算額と兄又は姉の数によって軽減を判定します（小学校就学後の児童は軽減の対象となりません）。

けいげんはんていひょう
《軽減判定表》

くぶん 区分		けいげんはんてい 軽減判定
しょうがっこうしゅうがくごじどう 小学校就学後児童		けいげんたいしょうがい 軽減対象外
しゅうがくまえじどう 就学前児童	せたい しみんぜいしよとくわり 世帯の市民税所得割 がっさんがく えん 合算額が 77,101 円 みまん 未満	せいけい おな あにまた あね 生計を同じくする兄又は姉がいない けいげんたいしょうがい 軽減対象外
		せいけい おな あにまた あね ひとり 生計を同じくする兄又は姉が1人いる だい し けいげん 第2子軽減
		せいけい おな あにまた あね ふたりいじょう 生計を同じくする兄又は姉が2人以上いる だい し いこうけいげん 第3子以降軽減
	せたい しみんぜいしよとくわり 世帯の市民税所得割 がっさんがく えん 合算額が 77,101 円 いじょう 以上	しょうがいじつうしよしえんまた ようちえんとう かよ 障害児通所支援又は幼稚園等に通う しゅうがくまえ あにまた あね 就学前の兄又は姉がいない けいげんたいしょうがい 軽減対象外
	しょうがいじつうしよしえんまた ようちえんとう かよ 障害児通所支援又は幼稚園等に通う しゅうがくまえ あにまた あね ひとり 就学前の兄又は姉が1人いる だい し けいげん 第2子軽減	
	しょうがいじつうしよしえんまた ようちえんとう かよ 障害児通所支援又は幼稚園等に通う しゅうがくまえ あにまた あね ふたりいじょう 就学前の兄又は姉が2人以上いる だい し いこうけいげん 第3子以降軽減	

しゅうがくじ けいげんはんていじ ふく
※就学児は軽減判定時カウントには含まれません。

つぎ
次の①から③までの額を合算した額と、受給者証記載の負担上限月額（P.20参照）を比較し、
ひく きんがく りょうしゃふたんがく
低い金額が利用者負担額となります。

- ① けいげんたいしょうがい じどう
① 軽減対象外の児童 …… サービスにかかる総費用額の100分の10
- ② だい し けいげんたいしょうじどう
② 第2子軽減対象児童 …… サービスにかかる総費用額の100分の5
- ③ だい し いこうけいげんたいしょうじどう
③ 第3子以降軽減対象児童 …… 0円